

▼申請手続き

次の書類を災害対策室へ提出して申請してください。
(災害対策室窓口またはホームページから入手できます。)

- ・扶桑町地震対策補助金交付申請書
- ・同意書（賃貸住宅の場合で、壁に穴を開ける、釘を打つ等住宅に損傷を与える恐れのあるときの提出が必要）
- ・扶桑町地震対策補助金交付請求書
- ・品名（規格）及び購入日（工事日）が記載された領収書（押印してある原本）等支払いの事実が確認できる書類
- ・地震対策実施後の写真

※補助金は、口座振込になりますので、申請者本人名義の口座番号を必ずご記入ください。

母子・父子家庭医療費支給事業の所得制限について

住民課 内線 247

令和元年8月1日より母子・父子家庭医療に所得制限を設けております。児童扶養手当の所得制限額を準用しますが、激変緩和措置として令和3年10月31日までは下記表のとおりとします。

令和2年11月1日～令和3年10月31日	令和3年11月1日～
児童扶養手当の所得制限を超過しており 所得が300万円以上	児童扶養手当の所得制限を準用

(単位：円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当 所得制限額	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

※扶養親族等1人につき38万円加算

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をお知らせします。

住民課 内線 249

◆閲覧期間 平成31年4月1日～令和2年3月31日

閲覧の年月日	申出者氏名	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和元年7月18日	株式会社 東京商工リサーチ 名古屋支社 支社長 神林 浩司	愛知県県民文化局長	「男女共同参画意識調査に関する調査」	町内全域
令和元年8月16日	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	「飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査」	斎藤地区
令和元年10月4日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	NHK放送文化研究所 世論調査部	「メディア利用動向調査（テレビ・インターネットなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査）」	南山名地区
令和元年12月4日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 福博	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官 (青少年環境整備担当)	「青少年のインターネット利用環境実態調査」	高雄地区
令和2年2月18日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国立研究開発法人 国立がん研究センター	「健康情報についての全国調査」	高雄地区

我が家の減災対策は大丈夫ですか？

南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生すると予測されており、地震の発生により家屋の倒壊や倒れてきた家具の下敷きになることが予想されます。地震が発生する前の減災対策で、被害を減らすことが可能です。



木造個人住宅耐震診断（無料）について

総務課 内線 216

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）に対し、専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるか分かりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

木造住宅耐震改修費の補助について

総務課 内線 216

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

▼対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅

▼補助対象となる工事

地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）

▼補助金額

令和2年度は上限が100万円の補助です。

※段階的耐震改修工事や耐震シェルター設置工事にも一定の要件を満たせば補助金の交付となる場合がありますので、総務課までご相談ください。

扶桑町地震対策補助金について

災害対策室 内線 352

扶桑町では、地震発生時における被害の減少と自助による町民の防災力の向上を目的として、家具転倒防止や窓ガラス等の飛散防止、感震ブレーカーの設置等を補助対象とした地震対策費用の一部を補助します。

1世帯につき、1年度に1回を限度として補助金を交付します。また、補助期間は、令和4年（2022年）3月31日までです。

▼補助対象となる地震対策

扶桑町に住民登録がある世帯主又は世帯員の方が対象です。補助対象となる地震対策は次のとおりです。

- ・家具の転倒防止器具及びその取付費用
- ・家具からの食器等の落下を防止する器具及びその取付費用
- ・窓ガラス等の飛散防止フィルム及びその取付費用
- ・感震ブレーカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）及びその取付費用

▼補助金額

補助対象となる地震対策の経費（消費税及び地方消費税の額を含む）の5分の4の額（100円未満は切捨て）で、1回の補助限度額は1世帯あたり1万円です。